

テ ニ ス 大 会 運 営 規 定

第 1 章 総 則

目 的	第 1 条	この規定は、大東市テニス連盟（以下、連盟という）が開催する各種テニス大会（以下、大会という）における運営ルールおよび手順等を定め、連盟規約に掲げる目的達成のために、大会が公正・公平かつ円滑に運営されることを目的とする。
基 本 の 考 え 方	第 2 条	本規定は、連盟が開催する大会に共通する基本となる事項について定める。ただし、大会要項で別途定めた場合は、それを優先する。
大 会 開 催 の 決 定	第 3 条	各種大会を開催するか否かについては、原則、連盟総会における決議によるものとする。具体的には、連盟総会で「年度事業計画」が承認されることをいう。

第 2 章 大 会 企 画 ・ 準 備

実 施 種 目	第 4 条	大会で実施する種目は、過去に開催した同大会の参加数、日程と試合数等（例えば日程的に試合数を消化できなかった等）の実施状況や大会を取り巻く巻く環境、出場者からの要望（声）、テニス界のトレンド等を勘案し、理事会で決定する。 なお、種目とは男子シングルス/ダブルス・女子シングルス/ダブルス・ミックスダブルスおよびそれぞれのA級・B級・シニア（年齢別）等のことをいう。
大 会 会 場 の 確 保 ・ 手 配	第 5 条	大会開催に必要なコートを確認するため事務局は以下のことを行う。 ①コートの予約（申し込み手続き・使用料の支払い） ②行政機関とのスケジュール調整 2. 大会当日の試合が、ナイターとなった場合の照明代は、運営担当クラブが一旦立替え（領収書取得）後日、精算する。
大 会 運 営 担 当 ク ラ ブ	第 6 条	大東市テニスコートで開催する大会を運営するにあたり、連盟役員や一部の者に負担が偏らないよう、連盟登録クラブの中から1クラブを大会毎に運営担当クラブとして決定する。なお、大会運営担当クラブは、原則輪番制とし、年度事業計画に掲載する。 2. 大会運営担当クラブの決定は、連盟総会での年度事業計画の承認によるものとする。
大 会 要 項 の 作 成	第 7 条	大会要項の基本項目は以下の通りとし、事務局が立案し、理事会が承認する。 ① 大会名称 ② 主催者および担当クラブ

- ③ 会場
- ④ 実施種目および日程
- ⑤ 大会参加資格および種目別参加資格（年齢やA級・B級参加資格等）
- ⑥ 参加料および申込方法、申込先、申込締切日
- ⑦ 組合せ抽選会（以下、ドロー会議という）の日程と会場
- ⑧ 表彰（表彰対象の範囲）
- ⑨ 個人情報の取扱い等
- ⑩ その他必要な連絡、徹底事項（変更の可能性については必ず記載）
- ⑪ 大会規定

ドローの作成

第8条 別途定める「ドロー作成規定」に則り、ドロー会議を開催し作成する。
 なお、ドロー会議に必要なドロー表、大会申込者一覧、ポイント表等は、事務局が中心となって準備する。

第3章 大会規定

大会毎に定める事項

第9条 大会毎に定める事項は以下の通りとし、事務局が立案し理事会で決定する。

- ① 試合球
 試合球はJTA公認球を使用し、ニューボールまたはセットボールを使用する
 試合および個数を決定する。
 例：試合球は、ダンロップフオートイエローとし、本戦各試合にはニューボールを
 2球使用し、コンソレーションはセットボールを2球使用する。
- ② 試合方式（団体戦の場合は試合順や勝敗決定方法等も含む）
 例：トーナメント形式の場合は、1セットマッチ（6-6/7ポイントタイプレイク）
 ノードバンテージ方式、ラウンドロビン方式の場合は、1セットマッチ
 （6ゲーム先取）ノードバンテージ方式とする。

各大会に共通する事項

第10条 各大会に共通する大会規定の事項は以下の通りとする。
 ただし、以下の事項の一部をその大会のみ変更する場合は、理事会でその内容を決定し、大会要項に明記する。
 なお、変更した内容を大会要項に明記した場合は、その内容を優先する。

- ① 審判
 審判はセルフジャッジとする。
- ② 集合時間
 集合時間は、ドロー表に記載する。
 集合時間は、1日で全種目を実施する大会を除き、試合開始予定時間の
 30分前（第1試合は15分前）に設定し、選手、ペア（団体戦の場合は
 チーム）が揃って大会本部で受付を完了すべき時間とする。
 したがって、集合時間までに選手が揃って大会本部で受付を完了しないペア
 （団体戦の場合はチーム）は失格とする。
- ③ 試合開始コール
 試合開始コールとは、試合を開始すべき時とする。
 したがって、試合開始コールから10分が経過しても、選手、ペア（団体戦の
 場合はチーム）が揃わない場合は失格とする。

具体的には、第1試合の場合は、大会本部より試合開始の指示があり、対戦する2選手、2ペアの内どちらかが揃ってコートに入った時を指し、第2試合以降の場合は、オーダーオブプレイにより、前の試合が終了し、控えの選手、ペアのどちらかがコートに入った時を指す。

なお、試合進行が早い場合でも、原則、集合時間より早く試合開始コールをすることはしない。

④ 服装

服装は、テニスをするのにふさわしいものとする。

なお、フェイスマスク、フェイスガードについては、別途、大会要項に定める。

⑤ ペアの変更

ダブルス個人戦の場合、ペアの変更は1名のみとし、大会本部に届け出た場合のみ可とする。

団体戦の場合は、別途、大会要項に定める。

⑥ コンソレーション（以下、コンソレという）の出場資格等

なお、以下は個人戦の場合で、団体戦の場合は別途、大会要項に定める。

a. トーナメント方式の初戦で敗退したペアが、大会本部に出場を申し出た場合は、出場できるものとする。

b. トーナメント方式の初戦で敗退したペアの片方のみ出場希望した場合は、以下のルールとする。

- ・ 本戦にエントリーしていない有資格者（大会要項に定める）と出場することは可とする。

- ・ 本戦にエントリーしたが出場しなかった者と出場することは可とする。

- ・ 2つのペアで片方同士が出場を希望する場合、新しく形成されたペアで出場することは可とする。

c. 上記a.およびb.については、コンソレ出場申込締切後は受け付けないものとする。

d. コンソレのドローは、本戦のドローを基本的に使用するが、出場ペア数によりバランスを欠く場合は、抽選を行うものとする。

2. 大会規定に定めのない事項については、全て運営担当クラブに一任とし、出場者はそれに従うこととする。

連盟杯A・B級の出場資格

第11条

過去の実績に関係なく、A級には誰でも出場できるものとする。

2. B級で優勝の実績がある選手は、ペアが代わっても1度はA級に出場しなければならないものとする。

3. 2.に該当し、A級に出場したが、ドロー作成規定 第11条に定める個人ポイントを獲得できなかった選手は、B級に出場できるものとする。

4. 他の大会の成績（例：体協杯ベスト4、全国大会や他市の大会で上位入賞等）がある選手については、ドロー会議で十分に審議した上、A級しか出場できないものとする場合がある。

シニアの年齢資格

第12条

連盟杯等のシニアの年齢資格は、大会を開催する年の12月31日までにその年齢の誕生日を迎える者とする。

失

格

第13条

大会規定に違反した選手、ペア（団体戦の場合はチーム）は、失格とする。

第4章 担当クラブの役割

ドロー会議	第14条	ドロー会議には、クラブメンバー4～5名を集め参加し、以下の役割を担当する。 ① 事務局から大会運営要領のレクチャーを受け、正しく理解する。 ② 組合せ抽選、ドロー作成等の作業に協力する。 ③ 決定したドローに基づき、パソコンでドロー表を作成し、1週間後を目処に事務局にデータで提出する。
大会運営の準備	第15条	大会実施の準備および大会当日の運営にかかる人的工数等を勘案し、円滑な運営に必要な人員をクラブ内で調整して確保する。 2. 大会当日に必要なオーダー用紙、掲示用のドロー表（A3）、大会本部受付用ドロー表等を必要部数印刷（コピー）して準備する。 なお、同大会の前回に使用したファイルデータは、事務局が担当クラブに提供する。 また、当日必要な運営グッズ（筆記用具、バインダ等）は、事務局が準備する。 3. 表彰の賞状やメダル、賞品等を事務局から預かり、当日まで保管する。 4. 優勝トロフィーは前回優勝者が、同大会、同種目の開催日まで保管し、開催日当日、大会会場の大会本部に返還する。
大会当日の運営手順	第16条	事務局から提供された運営マニュアルを基本に、円滑で効率的な運営を目指し、各クラブで創意工夫して行うものとする。
大会当日の有事対応	第17条	降雨等で天候が悪い場合あるいは悪くなってきた場合は、コートの状態を確認し、「コートに水が浮いた状態では試合をやらない」ことを基本に待機または中止を判断する。 ただし、一時待機ではなく、当日朝、開始時点での中止の判断や試合進行中の以降中止の判断は、難しいことが多いので、天気予報も勘案した上で事務局に連絡・相談して決定する。（その場に連盟役員がいる場合は、判断を委ねる。） なお、雷の場合は、直ちに試合を中断し、コートから選手を退場させ待機させる。その際、試合中断時点のスコアを必ず選手に確認して記録しておく。 2. 万が一、試合中に事故が発生した場合は、臨機応変に的確な対応（119番通報等）を図るとともに、必ず事務局に連絡する。そのためにも、クラブメンバーはAED講習（救命講習）を定期的に受講する。 3. 試合中にグラウンドから野球のボールがテニスコートに入ってきた場合は、コートの管理人にそのことを報告するとともに事務局に事後報告すること。
大会終了後	第18条	大会の全種目が終了したら、結果を記入したドロー表をパソコンで作成し、事務局に提出する。なお、表彰者の記念写真は広報担当理事に提出する。

第5章 大会記録

大会記録の保管	第19条	大会結果および次回大会開催に向けた課題等は、事務局が記録として整理し保管する。
---------	------	---

大会結果の掲載

第20条

大会結果が記入されたドロ-表と表彰者の記念写真は、連盟ホームページに掲載する。

附 則

規定の改廃

第21条

本規定の改廃は、理事会が行う。

改 定 履 歴

公布・改定 実施	この規定は 2016 年 4 月 1 日から実施する。
公布 改定 実施	この規定は 2019 年 5 月 18 日から実施する。
公布 改定 実施	この規定は 2022 年 8 月 1 日から実施する。
公布 改定 実施	この規定は 2023 年 1 月 21 日から実施する。